

亀山市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託した私人の所在地及び名称

- (1) 所在地 亀山市野村四丁目1番2号
名称 菜の花動物病院 院長 今西 貴久
- (2) 所在地 亀山市北町5番地1
名称 はら動物病院 院長 原 一弥
- (3) 所在地 鈴鹿市大池三丁目2番38号
名称 ベルペットクリニック 院長 大塚 達也
- (4) 所在地 鈴鹿市下大久保町2669番地3
名称 自由ヶ丘どうぶつ病院 院長 田中 千晴
- (5) 所在地 鈴鹿市磯山四丁目5番9号
名称 石田動物病院 院長 堤 隆一
- (6) 所在地 鈴鹿市神戸六丁目2番1号
名称 高波獣医科医院 院長 高波 宏
- (7) 所在地 鈴鹿市西条四丁目21番
名称 小林動物病院 院長 大前 省吾
- (8) 所在地 鈴鹿市野町西二丁目2番6号
名称 かいげ動物病院 院長 界外 昇
- (9) 所在地 鈴鹿市桜島町六丁目20番7号
名称 橋爪動物病院 院長 橋爪 勇人
- (10) 所在地 鈴鹿市道伯四丁目9番19号
名称 ユーカリ動物病院 院長 伊藤 雄洋
- (11) 所在地 鈴鹿市算所五丁目12番11号
名称 森動物病院 院長 水谷 到

(1 2) 所在地 津市豊が丘三丁目 2 5 番 7 号

名称 とよさと動物病院 院長 橋爪 俊裕

(1 3) 所在地 津市芸濃町椋本 2 6 6 2 番地 1

名称 椋本動物病院 院長 柴田 勝弘

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

3 委託した徴収事務及び収納事務の範囲

亀山市手数料条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 7 号）別表第 1
に定める犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴
収事務及び収納事務

4 徴収事務及び収納事務を行う期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで